



熊本県公報

第 1 2 3 8 5 号

平成 27 年 1 月 20 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 8
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 25
- 臨時種畜証明書の交付…………… (畜産課) 25
- 臨時種畜証明書の交付…………… (〃) 25

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 27
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 27
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 27

登 載 依 頼

- 平成 2 6 年度第 3 回熊本県いじめ防止対策審議会の開催…………… (いじめ防止対策審議会) 27
- 平成 2 6 年度第 2 回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 28
- 平成 2 7 年度肥後古代の森樹木等保護管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (装飾古墳館総務課) 28
- 平成 2 7 年度肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 29
- 平成 2 7 年度肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 32
- 平成 2 7 年度肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 35
- 平成 2 7 年度肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 38
- 熊本県文化財資料室第 7 収蔵庫賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (教育庁文化課) 41
- 熊本県文化財資料室第 7 収蔵庫賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 42
- 平成 2 7 年度熊本県立荒尾支援学校スクールバス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (荒尾支援学校) 45
- 平成 2 7 年度熊本県立荒尾支援学校スクールバス運行業務に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 46

告 示

熊本県告示第 4 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 7 年 1 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 坂本川（3）（3 4 6－1－0 0 2）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 杉の下川(346-1-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 坂本川(1)-1(346-1-004-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 坂本川(1)-2(346-1-004-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 熊ヶ谷川(346-1-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 坂本川(2)(346-1-006)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 杉の下川左支川(346-2-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 坂本川(4)(346-2-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 石場川(1)(346-2-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 石場川(2)(346-2-004)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 石場川(3)(346-2-005)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 長尾野川(346-2-013)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町長尾野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 長尾野1-1(346-1-014-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町長尾野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 長尾野1-2(346-1-014-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町長尾野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 15 長尾野1-3 (346-1-014-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町長尾野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 坂本石場-1 (346-1-029-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 坂本石場-2 (346-1-029-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 坂本1 (346-1-030)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 坂本2 (346-1-031)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 大明神 (346-1-032)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 坂本3-1 (346-1-033-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 坂本3-2 (346-1-033-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 宇神 (346-1-034)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 長尾野2 (346-2-016)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町長尾野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 石場-1 (346-2-051-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 石場-2 (346-2-051-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町払川、坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 坂本 4 (346-2-052)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 坂本 5 (346-2-053)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 坂本 6 (346-2-054)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 坂本 7 (346-2-055)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 坂本 8 (346-2-056)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 坂本 9-1 (346-2-057-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 3 坂本9-2 (346-2-057-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 坂本10 (346-2-058)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 坂本11 (346-2-059)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 坂本12 (346-2-060)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 坂本13 (346-2-061)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 坂本14 (346-2-062)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 長尾野3 (346-1001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 下益城郡美里町長尾野
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 下石場1(346-1002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 下石場2(346-1003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町坂本
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 伊倉-1(210-1-019-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 伊倉-2(210-1-019-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 道園-1(210-1-020-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 道園-2 (210-1-020-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 道園-3 (210-1-020-3)
(1) 土砂災害警戒区域の所在地
菊池市重味
(2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 道園-4 (210-1-020-4)
(1) 土砂災害警戒区域の所在地
菊池市重味
(2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 道園-5 (210-1-020-5)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 生味-1 (210-1-021-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 生味-2 (210-1-021-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 生味-3 (210-1-021-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 古川 (2 1 0 - 1 - 0 2 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 永山 2 (立門 4) (2 1 0 - 1 - 0 2 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 立門 1 (2 1 0 - 1 - 0 2 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 永山 - 1 (2 1 0 - 1 - 0 2 5 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 永山 - 2 (2 1 0 - 1 - 0 2 5 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 堀切 - 1 (2 1 0 - 1 - 0 2 8 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市木野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 堀切-2 (210-1-028-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市木野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 堀切-3 (210-1-028-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市木野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 西迫間 (210-1-029)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市西迫間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 下組-1 (210-1-044-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 下組-2 (210-1-044-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 下組-3 (210-1-044-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 下組-4 (210-1-044-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 日生野 (210-1-048)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 岩下1 (210-1-049)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 岩下-1 (210-1-050-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 岩下-2 (210-1-050-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 佐野-1 (210-1-052-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 佐野-2 (210-1-052-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 永山(永山1)-1 (210-1-053-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 永山(永山1)-2 (210-1-053-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 永山(永山1)-3 (210-1-053-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 下組1-1 (210-1-054-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 34 下組1-2 (210-1-054-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 35 桜原 (210-2-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 36 道園 (210-2-009)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 立門2 (210-2-012)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 下組2 (210-2-019)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市四町分
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 日小野 (日生野1) (210-2-020)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 戸城1 (210-2-021)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 1 戸城2 (210-2-022)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 2 戸城3 (210-2-023)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 3 中尾 (210-2-024)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市豊間
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 4 篠倉-1 (210-2-029-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 5 篠倉-2 (210-2-029-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 6 篠倉-3 (210-2-029-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 7 立門2 (立門3) (210-2-032)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 菊池市原
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 永山3-1 (210-2-033-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 永山3-2 (210-2-033-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 藤田2 (210-1-034)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市藤田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 藤田3 (210-1-035)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市藤田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 藤田-1 (210-1-036-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市藤田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 藤田-2 (210-1-036-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市藤田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 甲 森北-1 (210-1-038-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市森北
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 甲 森北-2 (210-1-038-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市森北
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 甲 森北-3 (210-1-038-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市森北
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 甲 森北-4 (210-1-038-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市森北
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 甲 森北-5 (210-1-038-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市森北
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 乙 森北-1 (210-1-039-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市森北
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 60 乙 森北-2 (210-1-039-2)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市森北
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 61 乙 森北2 (210-1-040)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市森北
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 62 出 田-1 (210-1-041-1)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市出田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 63 出 田-2 (210-1-041-2)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市出田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 64 出 田-3 (210-1-041-3)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市出田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 65 松 島-1 (210-1-045-1)

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 66 松島-2 (210-1-045-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 67 松島-3 (210-1-045-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 68 柿木平-1 (210-1-046-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 69 柿木平-2 (210-1-046-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 70 柿木平-3 (210-1-046-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 71 藤田(藤田4)-1 (210-2-036-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市藤田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 2 藤田 (藤田4) - 2 (210-2-036-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市藤田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 藤田 1 (藤田5) (210-3-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市藤田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 藤田 2 (藤田6) (210-3-004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市藤田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 5 岩本 - 1 (402-1-002-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 6 岩本 - 2 (402-1-002-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 7 岩本 - 3 (402-1-002-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 8 岩本 - 4 (402-1-002-4)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 79 岩本-5 (402-1-002-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 80 岩本-6 (402-1-002-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 81 岩本-7 (402-1-002-7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 82 岩本-8 (402-1-002-8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 83 岩本-9 (402-1-002-9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 84 岩本-10 (402-1-002-10)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 5 岩本-11 (402-1-002-11)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 6 岩本-12 (402-1-002-12)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 7 姫井 (402-2-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 8 岩本(岩本1)-1 (402-2-003-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 9 岩本(岩本1)-2 (402-2-003-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 0 岡-1 (406-1-001-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町田島
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 1 岡 2 (4 0 6 - 1 - 0 0 1 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町田島
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 2 岡 3 (4 0 6 - 1 - 0 0 1 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町田島
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 3 田島二区 1 (4 0 6 - 1 - 0 0 2 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町田島
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 4 田島二区 2 (4 0 6 - 1 - 0 0 2 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町田島
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 5 田島二区 3 (4 0 6 - 1 - 0 0 2 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町田島
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 6 井戸方 (4 0 6 - 1 - 0 0 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町南田島
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 97 糠 泉-1（406-1-006-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町南田島
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 98 糠 泉-2（406-1-006-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町南田島
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 99 平 野（406-1-007）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町南田島
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 100 三万田区3（406-2-001）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町亀尾
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 101 飛 熊（406-2-002）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市森北、泗水町住吉
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 102 佐野（井戸方1）（406-2-003）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町南田島
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

103 三万田区2(406-2-002(人))

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町亀尾

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第49号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成27年1月9日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	女看護師 やすらぎの美乳(オーピー) 天女の交わり ぬくもり昇天(オーピー) 変態性宴 美肉さそい(オーピー) 覗く女 隣室のあえぎ(オーピー) 痴漢電車 いけない夢旅行(オーピー) 人妻・未亡人 不倫汗まみれ(新東宝)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第50号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	種畜の名前	品 種	検査成績	飼養者	検査場所
平成26年 12月24日 (水)	11353657705	福安照重	黒毛和種	1級	熊本県農業研究センター	合志市
	11204037601	照美津安	黒毛和種	1級	熊本県農業研究センター	

熊本県告示第51号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	種畜の名前	品 種	検査成績	飼養者	検査場所
平成26年 12月26日 (金)	21443990005	循紫	ペルシュロン種	2級	有限会社宮村牧場	阿蘇郡西原村
	21443990006	楼毛	ブルトン種	2級	有限会社宮村牧場	

公 告

熊本県公告第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字山下1689番61、同1689番77及び同1689番95
894.23平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺六丁目5番19号
熊本県住宅供給公社

熊本県公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市北牟田字居屋敷13番1、同13番2及び同13番3
6,074.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市六田7番1
玉名農業協同組合

熊本県公告第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市宮内字浦川1467番1、同1468番1、同1469番、同1470番、同1471番、同1473番、同1476番1、同宮内出目字浦川1155番2、同1156番1及び同1157番1
4036.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市日の出町12番40号
株式会社江戸膳

熊本県公告第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字東塘添2479番
220.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上島1391番地1
太田 慎吾

熊本県公告第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市中字長浦1186番3、同1186番4、同1191番2、同1192番、同1193番1、同1193番2、同1194番、同1195番2、山鹿市久原字切迫3

872番6、同3899番6、同3899番7、同3968番1、同3968番3、同3969番1、同3969番4及び同3969番5
6,746.23平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
山鹿市中578番地
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会

熊本県公告第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字西脇1069番1、同1069番2、同1071番1、同1071番2及び1073番2
4,687.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区沼山津四丁目11番80号
福島 公次
熊本市東区沼山津三丁目3番9号
河添 幸男

熊本県公告第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小谷字前田188番1
390.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
阿蘇郡西原村大字布田940番地23
前田 恒
上益城郡益城町大字小谷497番地
前田 美穂

熊本県公告第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市岱明町庄山字中ノ尾730番、同731番1、同738番2、同738番3、同739番1、同739番2、同740番1及び同740番2
4,386.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社コスモス薬品

登載依頼

熊本県いじめ防止対策審議会公告第3号

平成26年度第3回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成27年1月20日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 吉 田 道 雄

- 1 開催日時
平成27年1月28日（水）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県庁新館201会議室
- 3 審議

- (1) 審議
- (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴希望者が、10人を超えた場合は、抽選を行う。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話096-333-2720)

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成26年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年1月20日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成27年2月25日(水) 午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 協議事項
 - ・救急告示病院の認定について
 - ・熊本中央救急医療圏の区域見直しについて
 - ・平成27年度病院群輪番制の実施について
 - (2) 報告事項
 - ・各消防本部(局)の救急活動状況について
 - ・救命救急センターの活動状況について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)
(電話096-333-2246)

熊本県教育委員会告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。

平成27年1月20日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 平成27年度肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務
 - (2) 平成27年度肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務
 - (3) 平成27年度肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務
 - (4) 平成27年度肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務
 (1)から(4)までについては、それぞれの入札による。
- 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「委託」、営業種目が「樹木保護管理」に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成27年2月3日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成27年度肥後古代の森山鹿地区樹木等保護管理業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
電話番号 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
- (3) 業務委託の内容
委託業務仕様書による。
- (4) 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本県山鹿市鍋田 肥後古代の森山鹿地区
- (6) 予定価格
4,540,000円（消費税及び地方消費税抜きの金額4,203,703円）
- (7) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定

- この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設ける。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「樹木保護管理」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容が、3(3)の登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付ける。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間
公告の日から平成27年2月3日(火)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 過去3年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理10,000㎡以上、樹木管理3,000㎡以上の契約を締結し、かつ、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 契約の実績を証する書類(契約書の写し又は履行証明書)及び業務仕様書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を電子入札システムにより1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年2月17日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月17日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月3日(火)午後5時まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成27年3月3日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成26年3月4日(水) 午前10時

(イ) 場所 山鹿市鹿央町岩原3085

熊本県立装飾古墳館 総務課

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月3日(火)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、1回とする。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記載がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とはならない場合がある。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5(3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関する
こと。

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地

電話 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120

(2) 競争入札参加資格審査申請に関する
こと

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関する
こと

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日
に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of service to be contracted

Care of Yamaga area of forest Park of the Higo ancient times

(2) Date and Place for tender

Date : March 4 , 2015

Place : Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum

3085 Iwabarū, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan

Phone: 0968-36-2151

(4) Other

Language : Japanese

Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第2号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定め
る政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月20日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

平成27年度肥後古代の森鹿央地区樹木等保護管理業務

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地

電話 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120

(3) 業務委託の内容

委託業務仕様書による。

(4) 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 履行場所

熊本県山鹿市鹿央町岩原地内 肥後古代の森鹿央地区

(6) 予定価格

9,102,000円(消費税及び地方消費税抜きの金額8,427,777円)

(7) 入札方式

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札
による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に
ついては、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子
入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提
出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉

塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札
書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするの
で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか
を問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札す

- ること。
- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設ける。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「樹木保護管理」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成27年2月3日（火）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 過去3年間において、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理30,000㎡以上、樹木管理4,000㎡以上の契約を締結し、かつ、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 契約の実績を証する書類（契約書の写し又は履行証明書）及び業務仕様書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を電子入札システムにより1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年2月17日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月17日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

- 入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において
 公告の日から平成27年3月3日(火)午後5時まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成27年3月3日
 (火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 平成26年3月4日(水)午前10時30分
 (イ) 場所 山鹿市鹿央町岩原3085
 熊本県立装飾古墳館 総務課
- (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札
 書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵
 送により提出を行うときは、平成27年3月3日(火)(必着)までに1(2)に
 掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、
 封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託
 業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方
 式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会
 い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入
 札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うも
 のとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、1回とする。
- (6) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
 え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明
 した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が
 認めた入札
 ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用
 して行った入札
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記載がない入札
- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正
 に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させ
 ず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により
 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、
 電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
 なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第
 1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下
 回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもって申込をした者であっても落札
 者とはならない場合がある。
- (9) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本
 県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県
 条例10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時まで
 に熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金
 額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定
 する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当す
 る場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5(3)に掲げる期限
 イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
 (本公告に係る入札・契約担当部局)
 熊本県立装飾古墳館総務課
 郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
 電話 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
- (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of service to be contracted
 Care of Kao area of forest Park of the Higo ancient times
- (2) Date and Place for tender
 Date : March 4 , 2015
 Place : Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
 3085 Iwabarū, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan
 Phone: 0968-36-2151
- (4) Other
 Language : Japanese
 Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第3号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
 平成27年1月20日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 平成27年度肥後古代の森菊水地区樹木等保護管理業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
 熊本県立装飾古墳館総務課
 郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
 電話 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
- (3) 業務委託の内容
 委託業務仕様書による。
- (4) 委託期間
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 履行場所
 熊本県玉名郡和水町瀬川地内 肥後古代の森菊水地区
- (6) 予定価格
 8,597,000円（消費税及び地方消費税抜きの金額7,960,185円）
- (7) 入札方式
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (8) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするのを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設ける。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「樹木保護管理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成27年2月3日（火）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 過去3年間に於いて、仕様書に記載する業務の内容において、芝管理25,000㎡以上、樹木管理6,000㎡以上の契約を締結し、かつ、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 契約の実績を証する書類（契約書の写し又は履行証明書）及び業務仕様書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を電子入札システムにより1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年2月17日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムより、書面での提出が

あった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 - 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月17日(火)午後5時まで受け付ける。
 - (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月3日(火)午後5時まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成27年3月3日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成26年3月4日(水)午前11時
 - (イ) 場所 山鹿市鹿央町岩原3085
熊本県立装飾古墳館 総務課
 - (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月3日(火)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、1回とする。
 - (6) 入札の無効
 - 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - オ 紙入札において入札書にくじ番号の記載がない入札
 - (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とはならない場合がある。
 - (9) 入札保証金
免除する。
- #### 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日。
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例10号)第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。)を経過した日
 - (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5(3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県立装飾古墳館総務課

郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地

電話 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120

- (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

8 Summary

- (1) Name and Content of service to be contracted
Care of Kikusui area of forest Park of the Higo ancient times
- (2) Date and Place for tender
Date : March 4 , 2015
Place : Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
3085 Iwabaruru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan
Phone: 0968-36-2151
- (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第4号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月20日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成27年度肥後古代の森菊鹿地区樹木等保護管理業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
電話 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
- (3) 業務委託の内容
委託業務仕様書による。
- (4) 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本県山鹿市菊鹿町米原 肥後古代の森菊鹿地区
- (6) 予定価格
13,266,000円
(消費税及び地方消費税抜きの金額132,283,333円)
- (7) 入札方式

る。紙入札により入札する場合は、(1)アからイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成27年2月17日(火)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続き及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月17日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月3日(火)午後5時まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成27年3月3日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成26年3月4日(水)午前11時30分

(イ) 場所 山鹿市鹿央町岩原3085
熊本県立装飾古墳館 総務課

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月3日(火)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、1回とする。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記載がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とはならない場合がある。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

- 要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日。
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限
イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) この調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第2条第5号の規定による一連の調達契約である。

- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県立装飾古墳館総務課
郵便番号 861-0561 熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
電話 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
 - (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- 8 Summary
- (1) Name and Content of service to be contracted
Care of Kikuka area of forest Park of the Higo ancient times
 - (2) Date and Place for tender
Date : March 4 , 2015
Place : Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Decorated Tumulus Museum
3085 Iwabaruru, Kao-machi, Yamaga-City, Kumamoto Prefecture, 861-0561, Japan
Phone: 0968-36-2151
 - (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。
平成27年1月20日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 競争入札に付する事項
熊本県文化財資料室第7収蔵庫賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるとこ

- ろにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 - 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成27年2月9日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第5号

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
 平成27年1月20日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務（賃貸借）の名称
 熊本県文化財資料室第7収蔵庫賃貸借
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
 熊本県教育庁教育総務局文化課
 - (3) 賃貸借物件の数量、規格・品質等
 熊本県文化財資料室第7収蔵庫 プレハブ（軽量鉄骨造）平屋建1棟 324㎡
 詳細は、「熊本県文化財資料室第7収蔵庫賃貸借仕様書」による。
 - (4) 借入期間
 平成27年7月1日から平成32年6月30日まで
 - (5) 納入期限
 平成27年6月30日（火）まで
 - (6) 納入場所
 熊本県熊本市南区城南町沈目1667
 熊本県文化財資料室
 - (7) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。
 落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
 - (10) 最低制限価格の設定

- この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の審査申請書提出後（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請書）提出先
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの場合、アに記載する期限までに必着とする。郵送
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用し提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年2月20日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続き及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月20日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において、公告の日から平成27年3月2日（月）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年3月2日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成27年3月3日（火）午前10時
(イ) 場所 熊本県教育庁教育総務局文化課
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月2日（月）（必着）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務

の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務の名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含む日数を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申し出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含む日数を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5(3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県教育庁教育総務局文化課文化財資料室

電話番号 0964-28-4933

ファックス番号 0964-28-7798

(2) 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

- 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
 Building the 7th depot at Management office of cultural assets
- (2) Date and Place for tender:
 Date: March 3, 2015, 10:00am
 Place: Cultural Affairs Division
 Education and General Affairs Bureau
 Board of Education Secretariat
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Cultural Affairs Division
 Education and General Affairs Bureau
 Board of Education Secretariat
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2704
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第13号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年1月20日

熊本県立荒尾支援学校長 中山 龍也

- 1 競争入札に付する事項
 平成27年度熊本県立荒尾支援学校スクールバス運行業務
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成27年1月30日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第21号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成27年1月20日

熊本県立荒尾支援学校長 中山 龍也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成27年度熊本県立荒尾支援学校スクールバス運行業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立荒尾支援学校（管理棟1階事務室）
郵便番号 864-0032 熊本県荒尾市増永西長浦2299-3
電話番号 0968-62-1131
ファックス番号 0968-69-1064
- (3) 業務委託の内容
平成27年度熊本県立荒尾支援学校スクールバス運行業務委託仕様書による。
- (4) 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本県荒尾市増永西長浦2299-3
熊本県立荒尾支援学校（荒尾支援学校と指定する停留所を始発・終着とする4路線）
（業務委託仕様書に記載のとおり）
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けるを除き、紙入札による入札はできない。認められる者
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本委託業務（仕様書記載の内容）に要するバス4台の合計費用の1日当たりの額（年間運行予定日数197日）とし、内訳書を添付すること。落札金額に当たっては、入札書の金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 入札金額については、「道路運送法に基づく平成14年1月30日付け九運公福第61号、最終改正平成26年3月26日付けによる九州運輸局長名で公示されている『一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について』の運賃・料金の範囲及び適用方法を必ず遵守すること。
- (9) 業務に係る仕様書に特段定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有する者と決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有している者が、次のアからエまでの入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要ない場合、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3（3）の確認申請の日まで間合ない場合もある。ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成27年1月30日（金）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出入局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送

- する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをいなる者にと。第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをいなる者にと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをいなる者にと。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中ではないこと。
- (5) 公道運送法（平成9年法律第91号）第19条第1項の規定による貸切旅客自動車運送事業の許可及び許可に関する審査基準に基づく九州運輸局の許可を受け九運公福第61号、最終改正平成26年3月26日付けによる九州運輸局長の『一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について』の範囲及び適用方法により積算することを証する確約書を提出した者であること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
 - この入札に参加を希望する者は、2（2）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であることと資格確認申請書
 - アイ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類
 - ウ 2（6）による運賃・料金により積算することを証する確約書
- (2) 提出方法
 - 電子入札システムにより入札する場合は、（1）アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、（1）アに添付する（1）イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、（1）イ及びウの書類の当該提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、（1）アからウに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 - 公告の日から平成27年2月17日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
 - 1（2）に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
 - 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 - 1（2）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年2月17日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
 - 入札情報公開サービスシステム及び1（2）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年3月3日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法
 - 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年3月3日（火）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成27年3月4日（水）午前10時
 - (イ) 場所 熊本県荒尾市増永西長浦2299-3
熊本県立荒尾支援学校
 - (ウ) 入札書の提出方法
 - くじ番号を記載した入札書及び内訳書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び内訳書並びに委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年3月3日（火）（必着）までに1（2）に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 - 開札は電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札方

式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに（3）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の2時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時まで再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1日当たりの運行費用）に年間運行予定日数（197日）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5（3）に掲げる期限

イ 提出場所 1（2）に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること

（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県立荒尾支援学校（管理棟1階事務室）

電話番号 0968-62-1131

ファックス番号 0968-69-1064

(2) 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
Outsourcing of school bus services for Kumamoto Prefectural Arao Special - needs Education School, for fiscal year 2015
- (2) Date and Place for tender
Date : March 4, 2015, 10:00 a.m.
Place : Kumamoto Prefectural Arao Special - needs Education School
(The first floor in administration building office)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Arao Special - needs Education School
2299-3 Masunaga, Arao City, Kumamoto Prefecture
864-0032, Japan
Phone : 0968-62-1131
- (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen